

**【事業報告書等提出書】**  
**特定非営利活動法人自己チェック票**

※チェック欄にチェック(○, ×)を付けた上で、提出してください。

※色付けしてある事項以外は○となるようにしてください。

(×となっている場合は、形式的に不備の状態となり、その状態で閲覧させることとなります。)

※色付けしてある事項は、事実により○×を付けてください。

(法定要件を満たしていない疑いがある場合は、後日連絡をさせていただくことがあります。)

提出日	令和 年 月 日		
事業年度	事業年度	令和 年度	
	始 期	令和 年 月 日	
	終 期	令和 年 月 日	
法人名			
提出者			
連絡先	<b>【電話番号】</b> 電話を受けやすい曜日や時間帯: 曜日 午前 · 午後 <b>【メールアドレス】</b>		

提出書類	提出部数	確認事項			チェック欄	関連する手続	
始めに確認してください。	提出書類は全て揃っているか。 (事業報告書等提出書(1部)・事業報告書・活動計算書・貸借対照表・財産目録・年間役員名簿・社員名簿)						
	計算は正しく行われているか。 (活動計算書・貸借対照表・財産目録)						
	不要な個人情報は記載されていないか。 (事業報告書一式は一般に公開されます。(年間役員名簿・社員名簿の個人住所は除く。)個人の氏名・住所・電話番号等、公開に適さない情報が記載されていないか必ず確認してください。)						
1 事業報告書等提出書	1部	①	事業期間が正しく記載されているか。				
2 事業報告書	2部	①	事業年度が正しく記載されているか。				
		②	定款第5条に規定した事業名を記載しているか。				定款変更認証
		③	事業費の金額の合計は、活動計算書の経常費用の事業費の合計金額と一致しているか。				
		④	(その他の事業を行っている場合)	特定非営利活動と区分して記載しているか。			
		⑤	(事業を実施しなかつた場合)	事業内容欄に、「事業未実施」等と記載しているか。 【注意】事業を実施した場合は、例え事業費が0円であっても、事業内容等を全て記載する必要があります。			
3 活動計算書	2部	①	事業年度及び事業期間が正しく記載されているか。				
		②	経常収益の事業収益欄には、定款第5条に規定した事業名を記載しているか。				定款変更認証
		③	「前期繰越正味財産額」は、前事業年度の「次期繰越正味財産額」と一致しているか。				
		④	「次期繰越正味財産額」は、貸借対照表の「正味財産額合計」及び財産目録の「正味財産」と金額が一致しているか。				
		⑤	(その他の事業を行っている場合)	「他の事業」で得た利益は、「特定非営利活動に係る事業」に振り替えられているか。			
		⑥		「他の事業」が赤字となっていないか。			
		⑦	事業費 ≥ 管理費となっているか。				
		⑧	特定非営利活動に係る事業費 ≥ 他の事業の事業費となっているか。				

提出書類	提出部数	確認事項	チェック欄	関連する手続
4 貸借対照表	2部	① 事業年度及び事業年度の末日が正しく記載されているか。		
		② 「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致しているか。		
		③ 「前期繰越正味財産」は、前事業年度の「正味財産合計」と一致しているか。		
		④ 「正味財産合計」は、活動計算書の「次期繰越正味財産額」と一致しているか。		
5 財産目録	2部	① 事業年度及び事業年度の末日が正しく記載されているか。		
		② 貸借対照表と整合がとれているか。		
		③ 「正味財産」は、貸借対照表の「正味財産合計」と一致しているか。		
		④ 「正味財産」は、「資産合計－負債合計」となっているか。		
		⑤ 口座番号や借入先の氏名等、不要な個人情報等を記載していないか。		
6 年間役員名簿	2部	① 事業年度及び事業期間が正しく記載されているか。		
		② 事業年度中に役員であった者全員が記載されているか。(年度途中で変更した役員も記載してあるか。)		役員変更等届出
		③ 「役職名」の欄には、理事、監事の別を記載してあるか。		
		④ 「住所又は居所」の欄には、住民票の抄本などによって証された住所又は居所を記載してあるか。		
		⑤ 「就任期間」の欄には、記載された役員全員について、事業年度中の就任期間を記載してあるか。(年度途中で就任した役員、辞任した役員も全て記入してあるか。)		
		⑥ 「報酬を受けた期間」の欄は、報酬を受けたことがある役員についてはその期間を、報酬を受けなかった役員についてはその旨を記載してあるか。		
		⑦ 定款に規定した役員数と整合がとれているか。		定款変更認証
		⑧ 役員変更等届出及び登記と整合がとれているか。		役員変更等届出
		⑨ 報酬を受けたことがある役員の数は、当該期間中の役員総数の3分の1以下であるか。		
7 社員名簿	2部	① 事業年度及び事業年度の末日が正しく記載されているか。		
		② 10人以上となっているか。		
		③ 社員(会員)が団体である場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してあるか。		
8 その他関連する手続		① 必要な定款変更認証・届出を行っているか。		
		必要な役員変更等届出を行っているか。  【重要】NPO法人の役員の任期は最長2年であり、任期ごとに総会にて新しい役員を選任し、①役員変更等届出書の提出と②代表者の登記(法務局にて手続き)を行う必要があります。 これは、役員の変更がない(再任する)場合でも必要な手続きです。 なお、代表者の変更があるときは、役員変更等届出書の提出と併せ、「他の届出書(任意書式)」も提出する必要があります。		

○提出部数:県外に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が提出する場合は1部)